

食品・日用品の寄付にご協力ください



「もったいない」から「ありがとう」へ



現在日本の子どものうち7人に1人が貧困状態にあるとされています。

太子町は、フードバンクはりまと連携して、困っている人に食品等を届けるため、下記期間にフードドライブを実施します。町民のみなさんのご家庭などに眠っている余剰食品や、まだ使えるけれど余っている日用品があれば、寄付のご協力をお願いします。ご寄付いただいた食品等はNPO法人フードバンクはりまより配布させていただきます。

※フードドライブ(FOOD DRIVE)とは？

ご家庭で余っている食品等を地域のイベントや学校、職場等に持ち寄り、それを必要としている福祉団体・施設、子ども食堂等に寄付する活動のことです。

◎実施期間 7月8日(木曜日)～9日(金曜日)

◎実施時間 9時～16時

◎実施場所 太子町役場行政棟1階 エントランスホール特設ブース
太子町保健福祉会館1階 社会福祉協議会窓口

☆以下のような物品(例)の寄付をお願いします(裏面もご参照ください)

お米



粉ミルク



缶詰



調味料

マスク



箱ティッシュ



生理用品



紙オムツ



QUOカード
等の商品券



◎提供していただきたい物品例◎

◎食品 未開封で賞味期限が1ヶ月以上のもの

- ・お米（白米、玄米、アルファ米等）
- ・野菜（根菜類）
- ・缶詰、レトルト食品、インスタント食品
- ・海苔、ふりかけ等
- ・調味料（しょうゆ、食用油等）
- ・粉ミルク、離乳食、菓子類

◎日用品 未開封・未使用のもの

- ・子ども用・大人用の紙おむつ・パンツ
- ・個包装の不織布マスク
- ・生理用品
- ・箱ティッシュペーパー
- ・QUOカード等の商品券
- ・町内の保育園、幼稚園、小学校、中学校の制服や体操服
(クリーニング済のもの)

※受付できない物品例※

- ×賞味期限が1ヶ月未満の食品
- ×開封済みの食品
- ×製造者や販売者の表示がない加工食品
- ×生鮮食品（生肉、魚介）
- ×アルコール類(みりんや料理酒は除く)
- ×手作り品、海外の土産物等

実施団体

NPO 法人フードバンクはりま
〒672-0219 姫路市飾東町豊国503
電話 079-227-8304

太子町民生委員児童委員協議会
〒671-1592 太子町鶯280 番地1
電話 079-277-1013（事務局）

太子町生活福祉部社会福祉課
〒671-1592 太子町鶯280 番地1
電話 079-277-1013

社会福祉法人 太子町社会福祉協議会
〒671-1553 太子町老原102 番地1
電話 079-276-4111